

松浦市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、松浦市屋外広告物条例（平成30年松浦市条例第34号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(許可の申請)

第3条 条例第5条又は第6条第3項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所及びその付近の状況を示す見取図並びにこれらの現況を示すカラー写真
- (2) 広告物若しくは掲出物件の形状、寸法、材料、構造、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する仕様書及び図面
- (3) 建築物を利用する広告物又は掲出物件にあつては、当該建築物との位置関係を示す正面図及び側面図
- (4) 既設の広告物又は掲出物件がある場合においては、これらの表示面積、種類並びに個数を明らかにする書類及び現況を示すカラー写真
- (5) 申請者以外の者が所有し、若しくは管理する土地、建築物若しくは工作物に広告物若しくは掲出物件を表示し、又は設置する場合は、当該土地、建築物又は工作物の使用の承認を証する書類の写し
- (6) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し

(許可等の基準)

第4条 条例第6条第1項第3号、同条第2項第1号から第4号まで、同条第4項第2号及び第4号並びに同条第5項の規定による基準は、別表第1のとおりとする。

2 条例第10条の規定による基準は、別表第2に規定する地域区分に応じ、別表第3のとおりとする。

(許可の期間)

第5条 条例第9条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の期間は、別表第4のとおりとする。

(更新の許可の申請)

第6条 条例第9条第3項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が3月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに、その他のもの（松浦市公共掲示板に掲出するものは除く。）にあつては10日前までに、屋外広告物更新許可申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、正副2通を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物又は掲出物件の現状及び付近の現況を示すカラー写真
- (2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関し、他の法令の規定による許可等を要する場合は、当該許可等を受けていることを証する書類の写し
- (3) 屋外広告物安全点検報告書（様式第3号）
（許可証及び許可証票の交付）

第7条 市長は、第3条又は前条の規定による許可の申請に基づき、広告物の表示若しくは掲出物件の設置又は許可の期間の更新を許可したときは、屋外広告物許可証（様式第4号）に、許可証票（様式第5号）を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙については、当該はり紙への許可済印（様式第6号）の押印をもって、許可証票の交付に代えるものとする。

（許可の証票）

第8条 条例第11条の規定により、貼付すべき許可の証票は、前条の規定により申請者に交付された許可証票とする。

（点検）

第9条 条例第13条第1項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。

2 条例第13条第2項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅牢なもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じると市長が認めるものとする。

3 条例第13条第2項第2号に規定する同等以上の知識を有する者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者
- (2) 建築基準法第12条第1項に規定する建築物調査員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が認める者

（届出及び副本の交付）

第10条 条例第14条第2項又は第19条第3項第1号の規定による届出は屋外広告物除却（滅失）届（様式第7号）、条例第19条第1項の規定による届出は屋外広告物許可申請書（様式第1号）又は屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第8号）、同条第2項又は第3項第2号の規定による届出は屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第8号）を、同条第3項第3号の規定による届出は屋外広告物変更届（様式第9号）を提出してするものとする。この場合において、屋外広告物変更届にあっては、第3条各号に掲げる書類のうち当該変更等に係るものを添えて、正副2通を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出のうち、屋外広告物変更届を受理したときは、当該届出書の副本に届出済印（様式第10号）を押して、届出人に交付するものとする。

(屋外広告物の管理者)

第11条 条例第18条第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。

2 条例第18条第2項の規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅牢なもので、建築基準法第88条第1項において準用する第6条第1項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じるものであると市長が認めるものとする。

3 条例第18条第2項の規則で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 条例18条第2項に規定する試験に合格した者

(2) 建築士法第2条第1項に規定する1級建築士又は2級建築士の資格を有する者

(3) その他市長が適当と認める者

(軽微な変更)

第12条 条例第19条第3項第3号に規定する規則で定める軽微な変更は、定期的に変更する広告物を表示するために設置した施設又は物件に表示する広告物の表示の変更とする。

(立入検査を行う職員及び身分証明書)

第13条 条例第16条第1項に規定する立入検査を行う者（以下この条において「立入検査を行う者」という。）は、都市計画課の職員のうちから市長が指名する職員とする。

2 条例第16条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第11号によるものとする。

3 立入検査を行う者は、前項の証明書を紛失し、又は毀損したときは速やかに市長に届け出なければならない。

4 立入検査を行う者が第1項に規定する身分を失ったときは、速やかに第2項の証明書を返還しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所)

第14条 条例第24条第1項第1号に規定する掲示場所は、市役所本庁の掲示場とする。

2 条例第24条第1項第2号に規定による公示は、市の公式ホームページに掲載して行うものとする。

3 条例第24条第2項の保管物件一覧簿は、様式第12号によるものとし、同項の規則で定める備え付ける場所は、都市計画課とする。

(保管した広告物又は掲出物件の売却)

第15条 条例第26条の規定による売却は、競争入札により行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない場合その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合は、随意契約により行うことができる。

(保管した広告物又は掲出物件の返還)

第16条 条例第28条の規則で定める受領書は、様式第13号によるものとする。

附 則

この規則は、平成30年11月1日から施行する。

別表第1 (適用除外の基準 第4条関係)

区分	基準
共通	朱色の発光塗料を使用しないものであること。
条例第6条第1項第3号に係るもの	1 条例第3条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.03平方メートル以下であること。 2 条例第5条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.3平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第1号に係るもの	1 条例第3条に規定する地域又は場所においては、露出したネオン管を使用しないもので、1か所につき表示面積が5平方メートル以下であること。 2 条例第5条に規定する地域又は場所においては、1か所につき表示面積が10平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第2号に係るもの	1 土地の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオン管を使用しないもので、その土地内における表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 2 物件の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオン管を使用しないもので、1物件につき表示面積の合計が0.3平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第3号に係るもの	工事の期間中に表示するもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第6条第2項第4号に係るもの	冠婚葬祭又は祭礼を特定するに足る広告物又は掲出物件で、当該冠婚葬祭又は祭礼の期間中に表示又は設置するものであること。
条例第6条第4項第2号に係るもの	1 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 2 条例第4条第1項第9号に掲げる物件に表示する場合について、表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、その物件の面積の3分の1以下であること。

条例第6条第4項第4号に係るもの	周囲の景観と調和したもので、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第6条第5項に係るもの	別表第3その2の表に規定するはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗の基準に同じ。

備考 この表において「1か所」とは、1の住所又は事業所若しくは作業場をいう。

別表第2（許可地域の区分 第4条関係）

地域区分	適用地域
第1種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に定められた地域
第2種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域
第3種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に定められた地域

別表第3（許可の基準 第4条関係）

その1（共通基準）

1 朱色の発光塗料を使用しないものであること。
2 環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
3 側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
4 交通の安全を阻害するおそれのないものであること。
5 第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、1か所につき50平方メートル以下であること。
6 第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、1か所につき100平方メートル以下であること。

その2（広告物の種類ごとの基準）

広告物の種類	規制地域の区分	基準
地上広告物	第1種許可地域	1 1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。

	第2種 許可地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、13メートル以下であること。
	第3種 許可地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。
屋上 広告物	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと。 2 地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下であること。
	第1種 許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の1以下であること。
	第2種 許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの2分の1以下であること。
	第3種 許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の2以下であること。
壁面広 告物 (自家 広告物 等を除 く)	第1種 許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の4分の1以下であること。
	第2種 許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の3分の1以下であること。
	第3種 許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の2分の1以下であること。
突出 広告物	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路への突出幅は、1.0メートル以下であること。 2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 3 広告物の上端は、建築物の壁面の上端を超えないものであること。 4 建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること。
	第1種 許可地域	建築物からの突出幅は1.5メートル以下であること。
アーチ 広告物	共通	地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。
	第1種 許可地域	1面の表示面積は10平方メートル以下であること。

		第2種 許可地域	1面の表示面積は20平方メートル以下であること。
		第3種 許可地域	1面の表示面積は30平方メートル以下であること。
広 告 幕	横 断 幕	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 幅は2メートル以下であること。 2 地上から広告物の下端までの高さは4.5メートル以上であること。 3 歩道上のみを横断して表示しないものであること。 4 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。
	懸 垂 幕	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 幅は1メートル以下、長さは10メートル以下であること。 2 風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。
広告旗		共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 1面の表示面積は2平方メートル以下であること。 2 道路敷に表示し、又は設置するものでないこと。
気球 広 告		共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 網を使用して表示するもので、その幅は1メートル以下、長さは12メートル以下であること。 2 気球の上端から取り付け部分までの長さは50メートル以下であること。 3 設置場所から半径50メートル以内にある電線より高い位置に取り付けるものであること。
電 柱 等 利 用 広 告	巻 付 広 告	共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 長さは1.5メートルであること。 2 地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。 3 電柱等1本につき、1個であること。 4 街灯柱に表示するものでないこと。
	つ り 下 げ 広 告		<ol style="list-style-type: none"> 1 長さは1.2メートル以下、幅は0.5メートル（突出幅は0.6メートル）以下であること。ただし、消火栓標識に添加して表示する広告物の大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。 2 地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 3 歩車道の区別のある道路では歩道側を向け、その区別のない道路では原則的に民地側を向けて取り付けるものであること。 4 電柱等1本につき、1個であること。 5 支電柱に表示するものでないこと。

簡易 広告物	立看板等	共通	1 横0.9メートル、縦（足を含む。）2.1メートル以下であること。 2 同一のものを連続して表示するものでないこと。 3 道路敷に原則として表示し又は設置するものでないこと。
	はり札等		1 表示面積は、1平方メートル以下であること。 2 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。
	はり紙		1 表示面積は、1平方メートル以下であること。 2 同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。 3 壁面等への貼り付け、接着剤等によってはり付けるものでないこと。
自家 広告物等	条例第3条に規定する地域又は場所	1 露出したネオンを使用しないものであること。 2 1か所の表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 3 1及び2のほか、広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。	
	条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。	
道標、案内図板その他公共的 目的をもった 広告物	条例第3条に規定する地域又は場所	1 露出したネオンを使用しないものであること。 2 表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。	
	条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。	

備考 この表において、「1か所」とは、1の住所又は事業所若しくは作業場をいう。
別表第4（許可の期間 第5条関係）

	種類	許可の期間
1	はり紙、はり札等及び立看板等	1月以内
2	広告旗、広告幕及び気球広告	3月以内
3	1及び2に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件	3年以内

様式第1号（第3条関係）

表

屋外広告物許可申請書

松浦市屋外広告物条例（第5条
第6条第3項）の規定により、申請します。

年 月 日

松浦市長 様	申請者	住所 (TEL)		
		氏名 Ⓜ		
管理者	住所 氏名 Ⓜ (TEL) 条例第18条第2項に該当する場合 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 () 資格の届出番号 第 号			
工事施工者	住所 氏名 (TEL)			
表示又は設置場所				
表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで		※手数料	
広告の内容		数量		
形状 寸法 面積	縦 横 地上からの高さ	平方メートル メートル メートル メートル	種別	※受付
			材質	
他の法令による許可（届出）	年 月 日 第 号		※許可	
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾 （許可条件）	住所 氏名 Ⓜ			

- (注) 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。
 3 管理者の資格が必要な場合それを証する書面を添付すること。
 4 他の法令の規定により許可を要するものは、許可書の写しを添付すること。
 5 広告物を提出する物件を設置する場合は、工事仕様書を添付すること。
 6 広告物の表示の内容を変更した場合は、変更届を提出すること。

裏

表示又は設置場所の附近の状況見取図

(鉄道・道路の沿線に建植して表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件は鉄道・道路及び同種の広告物又は広告物を掲出する物件からの距離(最短距離)を記入すること。)

意匠・配色・材質・形状・寸法

(建築物を利用する広告物は、建築物との関係につき正面図及び側面図で明らかにすること。)

様式第2号（第6条関係）

屋外広告物更新許可申請書

松浦市屋外広告物条例第9条第3項の規定により、申請します。

年 月 日

松浦市長様		申請者	住所 (TEL) 氏名 ⑩			
管理者		住所 氏名 ⑩ (TEL) 条例第18条第2項に該当する場合 1 屋外広告士 2 講習会修了者 3 その他 () 資格の届出等番号 第 号				
既許可	年 月 日号	年 月 日号	既許可	表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで	
表示又は設置場所						
種 別		形 状	平方メートル			
数 量		寸 法	縦 横 地上からの高さ	メートル		
		面 積		メートル		
広告物の内容					材 質	
更新	表示又は設置期間	年 月 日から 年 月 日まで			※手 数 料 円	
他の法令による許可（届出）		年 月 日 第 号			※受 付	
表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾		住所 氏名 ⑩			※許 可	
(許可の条件)						

- (注) 1 ※印欄には、記入しないこと。
 2 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。
 3 管理者の資格が必要な場合それを証する書面を添付すること。
 4 広告物又は掲出物件の状態及び附近の状況を知るに十分な写真を添付すること。
 5 他の法令の規定により許可を要するものは、許可書の写しを添付すること。

屋外広告物安全点検報告書

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

管理者 住所

氏名

印

松浦市屋外広告物条例第13条第3項の規定により次のとおり報告します。

1 広告物等の概要

(1) 種別	<input type="checkbox"/> 自家広告物 <input type="checkbox"/> 一般広告物(自家広告物以外をいう) <input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> その他()
(2) 形状寸法面積	表示面積 m ² (縦 m、横 m、地上からの高さ m)
(3) 表示・設置箇所	
(4) 広告の内容	
(5) 前回の許可内容	年 月 日 松浦市指令 都 第 号

2 照明の有無 有(照明が当たる面積 m²) 無

3 点検結果(「点検日における安全の良否」欄に、良の場合「○」、否の場合「×」、該当しない場合「—」を記入すること。)

点検項目	点検日における安全の良否	修理年月日	修理内容
①主要部分の変更又は腐食			
②取付(支持)部分の変形又は腐食			
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食			
④柱脚部分の変形又は腐食			
⑤表示面のはく離、破損			
⑥屋外広告物の基礎			
⑦風圧の十分耐えうるか			
⑧照明灯、ネオン管等の不発光			
⑨配線経路等の接続不良			
⑩光量、向き、点滅速度等の不具合			
⑪その他特に点検した箇所 ()			

上記のとおり点検を行いました。

点検日 年 月 日

点検者 住所

氏名

印

資格: 屋外広告士 一級建築士 二級建築士

建築物調査員 その他()

- (注) 1 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。
2 広告物の概要(1)~(4)については、様式第2号と同じであれば記載を省略することができる。
3 広告物等の概要及び照明の有無については、次に掲げる事項に留意すること。
(1) 選択項目の□には、該当する箇所に「レ点」を記入すること。
(2) 広告の内容については、概要を記入した上で、個別の広告物ごとに様式第3号(第2紙)にて、写真を添付すること。
(3) 前回の許可内容については、当該許可申請の際、現に許可されている許可の内容を記入すること。
4 点検の結果、「点検日における安全の良否」欄が否の場合のみ、修理をした上で「修理月日」欄及び「修理内容」欄を記入すること。
5 堅牢な広告物(工作物確認申請が必要な縦幅4mを超える工作物)の点検者については、該当する資格に「レ点」を記入し、それを証する書面を添付すること。

屋外広告物安全点検報告書

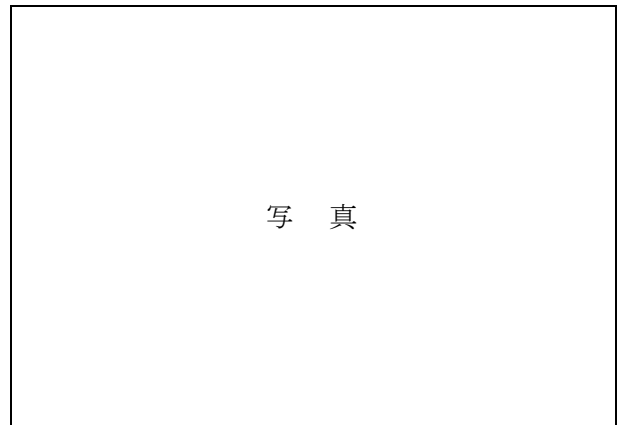
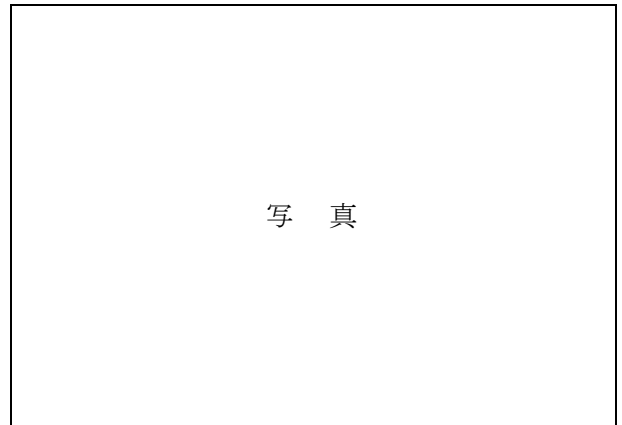
1 広告物等の概要

(1)	種別	<input type="checkbox"/> 自家広告物 <input type="checkbox"/> 一般広告物 (自家広告物以外をいう)				
		<input type="checkbox"/> 地上広告物 <input type="checkbox"/> 壁面広告物 <input type="checkbox"/> 屋上広告物 <input type="checkbox"/> その他 ()				
(2)	形状寸法面積	表示面積	m ² (縦	m、横	m、地上からの高さ	m)

2 点検及び改善の概要

- (1) 撮影日 年 月 日
(2) 評価 1. 良好 2. 経過観察 3. 要改善 4. 即時修理
(3) 改善後の写真の撮影日 年 月 日

写真



特記事項

(注)

- 個別の広告物ごとに点検を行い、写真を添付すること。
- 「良好」「経過観察」「要改善」「即時修理」の4段階で評価し、いずれかを○で囲むこと。
「良好」・・・点検結果が良好な状態を示す。
「経過観察」・・・劣化が認められるため、経過観察を要する状態を示す。
「要改善」・・・劣化が進行しているため、改善が必要な状態を示す。
「即時修理」・・・劣化のため危険が認められ、修理又は撤去が必要な状態を示す。
- 「経過観察」「要改善」「即時修理」の場合は、特記事項にその理由を記載すること。
- 「要改善」「即時修理」の場合は、点検時の写真と改善後の写真を添付すること。
- 照明を伴う広告物については、当該広告物に照明を照射している写真及び照射していない写真の2種類を添付して、照明の状態がわかるようにすること。

様式第4号（第7条関係）



(注)

直径4センチメートル

様式第5号（第7条関係）



(注)

- 1 直径は5センチメートルとする。
- 2 数字は、会計年度の数字とする。

様式第6号（第7条関係）



(注)

直径5センチメートル

様式第7号（第10条関係）

屋外広告物除却（滅失）届

松浦市屋外広告物条例〔第14条第2項
第19条第3項第1号〕の規定により、次のとおり届け出
ます。

年 月 日

松浦市長 様		届出人	住所 (TEL)	
			氏名 ㊟	
管理者	住所氏名 (TEL)			
許可年月日 第 号	年 月 日 松浦市指令 都 第 号			
表示又は 設置期間	年 月 日から 年 月 日まで			
表示又は 設置場所				
種 別		数量		
広告物の内容				※ 受 付
除却（滅失） 年 月 日				

（注）※印欄は、記入しないこと。

屋外広告物管理者等設置・変更届

年 月 日

松浦市長 様

〒 (-)

届出者 住所

氏名 ㊟

電話 (- -)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告物（屋外広告物を掲出する物件）の
 管理者を設置した
 表示者 設置者 管理者を変更した
 表示者 設置者 管理者の氏名
 若しくは名称又は住所を変更した
 ので、

次のとおり届け出ます。

許可年月日及び番号	年 月 日	第	号		
表示（設置）の期間	年 月 日	から	年 月 日まで		
表示（設置）の場所					
種類		数量	枚個		
管理者設置 変更 年 月 日	年	月	日		
届 出 事 項	管理者設置の場合		住所 〒 (-)		
			電話 (- -)		
			氏名 ㊟		
			資格		
	変更の場合	新	表示 又は 設置者	住所 〒 (-)	
				電話 (- -)	
		旧		住所 〒 (-)	
				電話 (- -)	
新		管 理 者	住所 〒 (-)		
			電話 (- -)		
	旧				氏名 ㊟
					資格
	旧		住所 〒 (-)		
			電話 (- -)		
		氏名			

- 注 1 [] 内は、該当する箇所（□）に「レ印」を記入してください。
- 2 「表示者 設置者 管理者」については、該当するものを○で囲んでください。
- 3 管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。
- 4 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。（個人の場合に限る。）

裏

意匠・配色・材質・形状・寸法

(建築物を利用するものは、建築物との関係につき正面図及び側面図で明らかにすること。)

(許可条件)

様式第10号（第10条関係）



（注）
直径4センチメートル

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

表

第 号		松浦市屋外広告物立入検査員証	
写 真	2.5 センチ メー トル	所 属	
		職 名	
		氏 名	
2.0 センチメートル		年 月 日生	
上記の者は、松浦市屋外広告物条例第 1 6 条に規定する立入検査の権限を有する者であることを証明する。			
		年 月 日交付	
松浦市長			印

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

9 センチメートル

裏

松浦市屋外広告物条例 (抜粋)	
(立入検査)	
第 1 6 条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
注意事項 (1) この証明書は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。	
(2) この証明書を適法に所持できなくなったときは、すみやかに返還しなければならない。	

6
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

9 センチメートル

様式第 1 3 号 (第 1 6 条関係)

保管物件返還申請書			
松浦市屋外広告物条例第 2 8 条の規定により、保管物件の返還を申請します。			
年 月 日			
松浦市長 様	申 請 者	住 所 (TEL)	
		氏 名	(印)
管 理 者		住 所 氏 名 (TEL)	
広 告 物 等 の 種 別			
広 告 物 等 の 表 示 内 容			
表 示 又 は 設 置 場 所			受 付
数 量			
受 領 書			
下記のとおり、広告物又は掲出物件の返還を受けました。			
年 月 日			
松浦市長 様	受 領 者	住 所 (TEL)	
		氏 名	(印)
返 還 を 受 け た 日 時			
返 還 を 受 け た 場 所			
広 告 物 等 種 別			
数 量			

(注) 氏名の記載については、記名押印又は自署のいずれかによること。